

新潟青陵大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2021年度>

<改善報告書検討実施年度：2025年度>

新潟青陵大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、4点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

なお、末尾に記述するように、前回の評価結果において指摘のあった「基準2 内部質保証」及び「基準4 教育課程・学習成果」について、検討の結果、改善が認められたことから、当該大学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件ア)～ウ)を満たしている。

<改善に向けた大学全体の取り組み>

大学評価の結果及び自己点検・評価の結果を踏まえ、大学の主たる意思決定組織である「評議会」が2022年5月に、課題ごとに责任担当組織、主責任者、改善のために目指す方向性、目安とする期限を決定し改善活動に着手した。2023年1月には、大学全体の質保証を担う「内部質保証委員会」を設置することを始めとして、内部質保証体制を明確化している。それ以降は、「評議会」が決定したアセスメント・ポリシーに基づき、「内部質保証委員会」がアセスメント・プランを策定・改定し、全学及び各組織の改善活動推進を図り、その運用を重ねている。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているといえる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	内部質保証の推進に責任を負う「評議会」及び「教学改革推進会議」の権限が不明確であるうえ、内部質保証に係る他の組織との役割分担、連携の在り方も明確になっていない。また、「自己点検・評価委員

新潟青陵大学

		<p>会」の位置づけも明確ではないことから、これらを明文化し、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>内部質保証の推進に責任を負うとして位置付けていた2組織（「評議会」及び「教学改革推進会議」）並びに「自己点検・評価委員会」の権限や連携等が不分明であった問題に対し、「教学改革推進会議」の機能の「評議会」への集約及び「内部質保証委員会」の設置と「自己点検・評価委員会」の廃止による実働的な機能の整理を図った。「内部質保証委員会」は、「評議会」が決定したアセスメント・ポリシーに基づいてアセスメント・プランを策定・改定し、各組織のPDCAの統括・改善案提言を行うものとし、具体的には、新設の「DX・IR推進室」と協働して内部質保証について検討し、その結果を評議会に諮る役割を負うなど、従来の「自己点検・評価委員会」よりも改善活動の推進機能が明確になっている。この体制による実際の運用は2023年度から始まったが、その後外部評価の意見も容れるなどして体制上の改善を図りながら内部質保証に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、問題事項は改善したと判断できる。</p>
No.	種別	内容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>看護学研究科、臨床心理学研究科ともに、学位授与方針に明示した学生の学習成果を修士論文の審査において把握・評価しているが、測定方法が十分ではない。このほかの測定方法も不十分であり、多角的かつ適切に把握・評価しているとはいえないため、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>看護学研究科では、「DP（学位授与方針）にそった学習成果の測定」に基づき学習成果を測定している。また、2024年度に研究科委員会の審議を経て修</p>

新潟青陵大学

		<p>士論文審査基準の改定を行い、審査基準及び評価方法を変更しており、改善が認められる。</p> <p>臨床心理学研究科では、2022年度に修士論文審査基準の整理・明確化を行っている。また、学位授与方針の達成状況の可視化を図るため「臨床心理学研究科 DP 可視化シート」を作成して運用しており、改善が認められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、看護学研究科修士課程で0.42と低いいため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	収容定員に対する在籍学生数比率について、看護学研究科修士課程において、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準10 （1）大学運営
	提言（全文）	大学が目指す「長・中期目標・計画」の推進のための7つの活動基本項目が事務局職員の目標管理ツールである「自己評価シート」及び「勤務実態評価シート」に関連しておらず、個人目標管理に留まっているため改善が求められる。
	検討所見	各事務組織において年度の組織目標を策定のうえ、その目標に基づき各職員が個別目標を設定することにより、個人の目標管理と大学の目標との整合性を図ることができるよう取り組みを開始していることから、改善が認められる。

<再度報告を求める事項>

なし

＜弾力的措置にかかる要件の充足状況＞

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	○

以上